

複雑な改正内容をコンパクトに整理!

Q & A

政省令  
対応

# 税制改正の実務

—令和6年度版—

著 宮森 俊樹 (税理士法人 右山事務所 代表社員・税理士)



特 色

- ◆ 政省令改正をいち早く!
- ◆ 税理士・中小企業経営者が知りたい疑問点をコンパクトに!
- ◆ 改正内容をPOINTと図表を織り交ぜながら解説!

A5判・総頁320頁  
定価2,970円 (本体2,700円) 送料460円  
ISBN978-4-7882-9362-5

☎ 0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



詳細はコチラ!

# 掲載内容

## I 個人所得課税

- 1 所得税の定額減税
- 2 個人住民税の定額減税
- 3 政治活動に関する寄附をした場合
- 4 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の拡充等
- 5 調書等の提出方法の見直し
- 6 本人確認の際に提示すべき書類の範囲
- 7 国民健康保険税の拡充

## II 金融証券税制

- 1 ストック・オプション税制の拡充
- 2 エンジェル税制の拡充等
- 3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA制度）の利便性向上等
- 4 支払通知書等の提出方法の見直し
- 5 適用期限の延長・廃止等

## III 住宅土地税制

- 1 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
- 2 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し
- 3 既存住宅の耐震改修工事又は特定の改修をした場合の所得税額の特別控除
- 4 土地に係る固定資産税等の負担調整措置
- 5 適用期限の延長・廃止等

## IV 資産課税

- 1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し
- 2 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例
- 3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度
- 4 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度
- 5 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈

与を受けた場合の非課税措置の見直し

## V 法人課税

- 1 構造的・持続的な賃上げの実現
- 2 中小企業における所得拡大促進税制の見直し
- 3 法人税額から控除される特別控除額の特例の見直し
- 4 外形標準課税の見直し
- 5 戦略分野国内生産促進税制の創設
- 6 イノベーションボックス税制の創設
- 7 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し
- 8 暗号資産の保有に係る期末時価評価課税
- 9 交際費等の損金不算入制度の見直し
- 10 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し
- 11 国家戦略特別区域税制の見直し
- 12 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し
- 13 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除制度の見直し
- 14 地域未来投資促進税制の拡充等
- 15 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（いわゆるオフィス減税制度）の拡充等
- 16 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（いわゆる雇用促進税制）の拡充等
- 17 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充等
- 18 中小企業経営強化税制の対象資産の縮小
- 19 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進のための特別償却制度の創設
- 20 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の拡充等
- 21 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の延長
- 22 特別償却等に関する複数の規定の不適用措置の見直し
- 23 現物出資制度の見直し

24 適用期限の延長・廃止等

## VI 消費課税

- 1 国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税方式の見直し
- 2 国外事業者に係る租税回避の防止策の強化
- 3 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品販売場制度）の見直し
- 4 外国人旅行者向け免税制度の抜本的な見直し
- 5 金又は白金の地金等を仕入れた場合
- 6 更正の請求による消費税還付に係る受還付犯の適用の見直し
- 7 インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けた対応等

## VII 納税環境整備

- 1 Gビジネスとの連携によるe-Taxの利便性の向上
- 2 処分通知等の電子交付の拡充
- 3 地方税務手続のデジタル化の推進
- 4 税務代理権限証書等の様式の整備
- 5 個人番号を利用した税理士の登録事務等の利便性の向上
- 6 隠蔽し又は偽装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の加重算税制度の整備
- 7 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備
- 8 第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入制度の拡充
- 9 保全差押え等を解除しなければならない期限の整備
- 10 長期間にわたり供託された換価代金等の配当がされない事態へ対応するための措置の整備
- 11 災害損失欠損金額の繰越控除の適用に係る所要の措置

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## I 個人所得課税

### 1 所得税の定額減税

#### Q1 定額減税制度の概要

過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、物価高・社会保障料の負担増加など、国民負担率の高止まりが続いています。

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、3兆円半ばの規模で所得税・個人住民税の定額減税が実施されるそうですが、所得税の定額減税制度の概要について教えてください。

#### POINT

納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円の減税が行われます。ただし、合計所得金額が1,805万円超（給与収入2,000万円超に相当）の者及び非居住者に該当する者については、定額減税の対象外とされます。

**A** 居住者の令和6年分の所得税については、その者のその年分の所得税の額から、令和6年分特別税額控除額が控除されます。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が1,805万円を超える場合については、この限りではありません（措法41の3の3①）。

個人所得課税

## 内容見本 [A5判縮小]

- ③ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものが追加されます（措法42の12の5①）。
- ④ 本措置の適用を受けるために公表すべき「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることが明確化されます。

<図表V-1> 大企業向け賃上げ税制の拡充等

区分	改正前	改正後
通常要件	継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上増加	継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上増加
	「マルチステークホルダーに配慮した経営への取り組みを宣言」「資本金10億円以上、かつ、従業員1,000人以上」	「資本金10億円以上、かつ、従業員1,000人以上」又は「常時使用従業員数2,000人超」
税額控除額	雇用者給与等支給額が前年度を上回ること 控除対象雇用者給与等支給増額の15%	控除対象雇用者給与等支給増額の10%
上乗要件	適用要件（賃上げ）	継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上増加
税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増額の25%（控除率10%上乗せ）	控除対象雇用者給与等支給増額の15%（控除率5%上乗せ）
適用要件		